

社会福祉法人健美会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健美会(以下「本会」という。)の定款第8条、定款第21条及び定款第32条第3項に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、全号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外のことをいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の程度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次の通りとする。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、地域手当は、別表第2に定める1人あたりの月額範囲とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額範囲とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員旅費規定による。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要であると認めるとき支給額は退職金規定による。
- (5) 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の程度、別表第3定に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年8月3日より施行する。

別表1 評議員の報酬 (第2条関係)

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	最大 200,000 円	最大 200,000 円	最大 200,000 円

別表2 常勤役員の報酬 (第2条関係)

役職	報酬月額 (1人当たり)	地域手当月額 (1人当たり)	期末手当年額 (1人当たり)	年間総額 (1人当たり)
役員(施設長)	最大 500,000 円	0 円	0 円	最大 6,000,000 円

別表3-1 非常勤役員等の報酬 (第3条関係)

役職	報酬月額(1人当たり)	年額総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事長	最大 800,000 円	最大 9,600,000 円	最大 9,600,000 円
理事(会長)	最大 350,000 円	最大 4,200,000 円	最大 4,200,000 円
理事(会長以外)	最大 200,000 円	最大 200,000 円	最大 200,000 円
監事	最大 200,000 円	最大 200,000 円	最大 200,000 円

別表 3-2 理事・評議員・監事会議出席報酬（第 3 条関係）

			実費弁償費（1 日あたり）	
	4 時間以内	4 時間以上	壬生町内	壬生町外
理事会出席報酬	1 回 5,000 円	1 回 10,000 円	1,000 円	3,000 円
評議員会出席報酬	1 回 5,000 円	1 回 10,000 円	1,000 円	3,000 円
監事 （理事会・評議員会出席報酬）	1 回 5,000 円	1 回 10,000 円	1,000 円	3,000 円